

# 佐賀県保険医新聞

発行所  
佐賀県保険医協会  
佐賀市駅前中央1-9-45  
(三井生命ビル4F)  
電話 0952(29)1933  
FAX 0952(23)5218  
HP <http://saga-doc.jp>  
✉ [hoken-i@star.saganet.ne.jp](mailto:hoken-i@star.saganet.ne.jp)  
購読料 1部 200円  
送料込 年間2,400円  
(会員の購読料は会費に含まれています)

## 協会会員数

医科 636人  
歯科 324人  
合計 960人  
(2月29日現在)

## 主な記事

- ・わたしの主張「消費税増税に反対」……………2面
- ・医科歯科合同研究会「これがウワサの噂だ」……………2面
- ・一口法律相談「離婚時の子どもの親権、離婚後の子どもの親権」……………5面
- ・経営財務「企業年金等の契約者保護は？」……………6面
- ・労務管理「保険料控除を間違っていないか？」……………6面

## 曙

2年に一度の診療報酬改定が今回は介護報酬改定と重なり、野田内閣の掲げている「社会保障と税の一体改革」のスローガンのもと、今まで下がり続けていた診療報酬が改善される事に一筋の望みを期待したが、今回も裏切られた▼前回もそうであったが、全体改定率プラス0.004%と数字のマジックでのプラス表明が実態の伴わないものであるのは、内容をみれば一目瞭然。勤務医の待遇改善や在宅医療などに手厚く配分されている事はある程度理解できるが、勤務医の過酷な時間外労働時間の改善に結びつくにはまだまだ施策が不十分であるし、在宅医療も強化型の支援の基準に「医師3人体制」などを条件に掲げるなど、ある種「荒唐無稽な机上の空論」での引き上げであって、この恩恵に浴する開業医は少ないだろうから、医療費は実質かなり削減できるであろう。役人の「思っ壺」である▼院外処方でも「突合点検」が始まるが、病名漏れ等で一部薬剤の相殺ではなく院外処方箋自体が査定されるため、「薬剤料」「調剤料」に加えて「薬剤服用管理指導料30点」「薬剤情報提供料15点」「調剤基本料40点」「後発医薬品調剤加算17点」「基準調剤加算10点」などを医療機関が補償するようになっているらしい▼いつも、「甘い餌で釣って2階に昇らせ、みんな上がったら梯子を外す」行政に鉄槌を下す方策はないのだろうか。

# 2012 医科 新点数説明会

佐賀市622名、唐津市161名、計783名が参加



3月24日(土)佐賀市民会館にて、3月25日(日)唐津市商工会館にて、医科新点数説明会を開催しました。佐賀・唐津会場合わせて783名の参加がありました。以下、参加者より報告です。

平成24年3月24日佐賀市民会館にて平成24年度からの診療報酬改定についての説明会が開催されました。

理事の先生方より改定の要点についてご説明がありました。

今回の改定の重点的分項目には、(1)急性期医療を担う病院勤務医等の負担軽減・処遇改善、(2)地域を支える在宅医療の充実、(3)がん治療などの高度な医療技術の評価が挙げられています。



何らかの形で評価して報酬等につなげてくれるような制度がもつと拡充することが望まれます。勤務医の負担軽減というよりも、減らない負担を何らかの形(金銭)で評価する(休日だつたり)で評価するという考え方のほうが自然だと思えます。

在宅医療も重視とのことですが、在宅療養支援診療所・支援病棟の機能強化という新たな制度が設けられ、常勤医数や月に1回以上のカンファレンス等高いハードルが設けられています。逆に、在宅療養支援診療所だけでなくも取れる点数が増えている、在宅医療を推進するにはわれわれ医師の自助努力がかなり必要なのようです。

訪問看護はやや手厚くなっています。在宅医療はケアが中心となることが多いですから、訪問看護についてはもっと手厚くなっていく必要があるでしょう。

生活習慣病管理料等に屋内禁煙が要件化されているなど、細かい点の変更も目につきます。

今回の改定も根本的に作り直したというわけではなく、今までの制度の手直しです。制度を根本的に変えることは難しいでしょうから、現行の制度の手直しが続くことではないかと。

しかし、このやり方で

# 2012 歯科 新点数説明会

130医療機関、238名が参加



3月19日(月)佐賀市文化会館にて、歯科新点数説明会を開催しました。130医療機関より238名の参加がありました。以下、参加者より報告です。

「2012年改定の要点と解説」に従い、新井先生が解説され、千葉先生がカルテ記載を含めて臨床に即した改定事例を説明されました。

◎長期に据え置かれた基礎的技術料が引き上げられ、機械的歯周清掃が加算から独立した項目とされた。

◎周術期の口腔管理の評価として、周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料(I・II・III)が新設された。

今号は未入会の方にもお送りしています。この機会にぜひご入会についてご検討をお願いします。

